

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別情報及び指針

トルコ：PKKの党員又は関係者

1.0版
2016年2月

序論

この文書は、英国内務省（Home Office）における特定の種類の保護と人権の申請の取扱いに関する決定権者に対し、出身国情報（Country of Origin Information, COI）を提供する。本文書の中には、申請が庇護、人道的保護又は裁量による在留許可の認定を受ける正当性があるかどうか、また、申請が却下されようとしている場合において、当該申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第94条に基づき、「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性が高いかどうかについての記述が含まれている。

決定権者は、申請事案を、その具体的な事実関係及び関係する全ての証拠（本文書に含まれる指針、入手できるCOI、適用される判例及び関連政策に関する内務省の案件審査業務向けガイダンスを含む）を考慮に入れた上で、個別に審査しなければならない。

国別情報

本文書内のCOIは、（通常）英語で公表された様々な外部情報を基に編集されている。情報の関連性、信頼性、正確性、客觀性、最新性、透明性及び追跡可能性について十分な検討を行うとともに、正確性を期するため、独立情報源が提供した情報の真実性を可能な限り裏付けることに努めた。引用した情報源は全て脚注に記載されている。本文書のCOIは、2008年4月付「出身国情報の処理に関する欧州連合共通ガイドライン（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI)）」及び2012年7月付「欧州庇護支援事務所の調査向けガイドライン、国別情報の報告手法（European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology）」に準拠し、調査を行った上で提示されている。

フィードバック

COIサービス局の目標は、提供する指針と情報を継続的に改善することである。したがって、本文書にコメントを寄せたい場合には、COIサービス局まで電子メールを送っていただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI : Independent Advisory Group on Country Information）は、内務省のCOI資料の内容について国境・移民局独立首席調査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に勧告を行う目的で 2009年3月に同首席調査官によって設置された。IAGCIは、内務省のCOI資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続きまたは政策を承認することは、IAGCIの役割で

はない。

IAGCIの連絡先

国境・移民局独立首席調査官

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

電子メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCIの職務に関する情報及びIAGCIが既に検証を終えたCOI文書のリストは、独立首席調査官の下記ウェブサイトで閲覧可能である。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

目次

序論.....	2
目次	3
指針.....	4
1. 序文	4
1.1 申請の根拠	4
2 問題に対する考え方.....	4
2.1 信ぴょう性	4
2.2 適用除外	4
2.3 リスクの評価	4
2.3 保護	6
2.4 国内移住.....	6
2.5 証明	6
3. 方針の概要.....	6
 国別情報	8
4. 背景	8
4.1 トルコ国内のクルド人	8
4.2 クルド労働者党 (Partiya Karkerên Kurdistanê又はKurdistan Workers' Party : PKK)	8
4.3 児童兵の徴募	11
4.4 ジャーナリスト	12
5. 反テロ法に基づく起訴	13
5.1 反テロ法	13
5.2 反テロ法の改正	15
5.3 逮捕及び起訴件数.....	17
5.4 反テロ担当部署内の状況.....	19
版管理及び連絡先	21

指針

更新日：2016年2月26日

1. 序文

1.1 申請の根拠

1.1.1 申請者は、クルド労働者党 (Partiya Karkerên Kurdistanê又はKurdistan Workers' Party : PKK) の党員若しくは関係者である又はそう認識されているという理由で、国家から迫害を受ける又は深刻な危害を加えられるおそれがあるという恐怖を抱いている。

1.1.2 クルド人という民族性のみを理由に行われる申請については、国別情報及びガイダンス「トルコ：クルド人」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2. 問題に対する考え方

2.1 信ぴょう性

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する詳細指針については、「庇護申請取扱に関するインストラクション：信ぴょう性の評価及び難民の地位」の第4節及び第5節を参照されたい。

2.1.2 また、決定権者は、過去に英國ビザ又はその他の形態の在留許可を求める申請がなされているかどうかを確認しなければならない。ビザと合致する庇護申請は、庇護申請に係るインタビューを行う前に、その内容を審査すべきである（「庇護申請取扱に関するインストラクション：ビザとの合致、英國ビザ申請者からの庇護申立て」を参照）。

2.1.3 さらに、決定権者は、言語分析テストを実施する必要性を検討すべきである（「庇護申請取扱に関するインストラクション：言語分析」を参照）。

[目次に戻る](#)

2.2 適用除外

2.2.1 PKKは、数々の重大な人権侵害を犯してきた。英國はテロリズム法に基づきPKKを非合法組織としている。また、PKKはEUのテロ組織リストにも載っている。

2.2.2 申請者がPKKに関わっていることが認められた場合、決定権者は除外条項のいかれかを適用することができるかどうかを検討しなければならない。

2.2.3 除外条項、裁量による在留許可及び制限付在留許可に関する詳細指針については、

「庇護申請取扱に関するインストラクション：難民条約第1F条（除外条項）」、「庇護申請取扱に関するインストラクション：裁量による在留許可」及び「庇護申請取扱に関するインストラクション：制限付在留許可」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.3 リスクの評価

2.3.1 PKKはトルコで禁止されている。トルコ政府はPKKによるものを含めあらゆる形態のテロリズムを防止し、これに対処する権利を有している。トルコ当局がPKKに所属する者若しくはPKKに所属していると明言する者又はPKKに対する支援を要請する者を起訴することは合法である。

2.3.2 情報筋は、トルコの反テロ法の対象範囲が度を超えて広いことに懸念を表明していた（反テロ法を参照）。しかし、同法が近年改正された結果、テロ犯罪の定義が狭められるとともに、テロ事件を審理する特別裁判所が廃止され、テロ罪に問われた被告が公判前に勾留される期間が短縮されることとなった。また、裁判においては、テロ罪で起訴された被疑者を3人以上の弁護士が代理できるようになったため、人権擁護団体や法曹協会がテロ事件の法的防御に参加する度合いが増している。ただし、弁護士の利用状況は地域によって異なると報告されている（反テロ法の改正を参照）。

2.3.3 2015年7月、PKKが警官2人を殺害した事件が発生したことでPKKとの停戦状態が崩れた。その後、トルコ東南部で衝突が再び勃発し、トルコ政府はシリア国内のIS [いわゆるイスラム国] 拠点とイラク国内のPKKに対し空爆を開始して数百人のPKK戦闘員を死傷させた（クルド労働者党（Partiya Karkerê Kurdistanê又はKurdistan Workers' Party : PKK）を参照）。

2.3.4 最近の出来事が起きるまでは、報告されている治安部隊による虐待事案の件数がここ数年減少てきていた。欧州委員会は、トルコ政府が拷問と虐待の防止に関する法的措置を確実に講じるための努力を継続していると報告した。ただし、トルコ当局の手による人権侵害の報告は依然として行われている（国別情報及びガイドンス「トルコ：背景情報（保護の主体及び国内移住を含む）」を参照）。

2.3.5 同様に、刑務官が受刑者（テロ犯罪で有罪となった者だけではない）を非人間的に扱っているとの苦情に関する報告も、近年その件数は減少しているものの、依然として行われている。欧州評議会の拷問防止委員会（Committee for the Prevention of Torture）は刑務所を視察する過程で多数の受刑者から話を聞いたが、インタビューを受けた者の大半が刑務官から適切な扱いを受けていると答えた（国別情報及びガイドンス「トルコ：刑務

所の状態」を参照）。

2.3.6 反テロ法が改正され、テロ犯罪の定義が狭められたにもかかわらず、懸念は払拭されていない。テロ法は、暴力を煽る者、暴力の使用を支援したとされているが自らは暴力を加えていない者、及び暴力を拒否しているが様々な政治運動の哲学的目標の一部又は全部に共感している者を依然として区別していない（反テロ法の改正を参照）。

2.3.7 当局は、PKK及び/又はKCK（PKKを傘下に収める統括組織）に関係しているという嫌疑で数千人のクルド人政治活動家を起訴するために反テロ法を利用しておらず、多数の人々がこれまで収監されてきている。諸報告が示唆するところによると、多数の人々は非暴力的な政治結社の活動にしか相当しない行動を取ったにもかかわらず、「武装組織の構成員」という嫌疑をかけられて起訴されている（反テロ法に基づく起訴を参照）。

2.3.8 PKKの党員及び関係者は、トルコに帰還した際に迫害を受けるのではなく起訴される可能性が高い。ただし、欧州評議会や人権団体は、逮捕に当たって利用される反テロ法のテロリズムの定義が曖昧であること、公判前の勾留期間が長期化して6か月から数年にまで及んでいること、逮捕の根拠となる確かな証拠が欠如していることなどを指摘し、反テロ裁判を批判してきている（反テロ法に基づく起訴を参照）。

2.3.9 PKKの党員又は支援者の親戚は尋問される可能性が高い他、おそらく警察から多少の嫌がらせや差別を受けることになると考えられるものの、このような状況は一般に迫害又は深刻な危害のレベルに至ることがない。しかし、各事案は個々の事実関係に基づいて審査されなければならない。

2.3.10 リスクの評価に関する詳細指針については、「庇護申請取扱に関するインストラクション：信ぴょう性の評価及び難民の地位」の第6節を参照されたい。トルコの刑務所に関する情報については国別情報及びガイダンス「トルコ：刑務所の状態」を参照されたい。

目次に戻る

2.4 保護

2.4.1 申請者の恐怖が国家の手により虐待/迫害を受けることにあるので、申請者は当局の保護を受けることができない。

2.4.2 国家保護の利用可能性又は国家保護の欠如に係る評価に関する詳細指針については、「庇護申請取扱に関するインストラクション：信ぴょう性の評価及び難民の地位」の第8.1節を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.5 国内移住

2.5.1 申請者の恐怖が国家の手により虐待/迫害を受けることにあるので、申請者は国内の他の地域へ移動することによってその危険を回避することができない。

2.5.2 国別情報及びガイダンス「トルコ：背景情報（保護の主体及び国内移住を含む）」も参照されたい。

2.5.3 国内移住に関する詳細指針については、「庇護申請取扱に関するインストラクション：信ぴょう性の評価及び難民の地位」の第8.2節を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.6 証明

2.6.1 申請が却下されようとしている場合、その申請が2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。

2.6.2 証明に関する詳細指針については、「庇護申請取扱に関するインストラクション：2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき、保護及び人権申請を（明らかに根拠のないものと）証明する行為」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

3. 方針の概要

3.1.1 PKKは、数々の重大な人権侵害を犯してきた。英國は2000年テロリズム法に基づきPKKを非合法組織としている。申請者がPKKに所属している若しくはPKKに所属していると明言している又はPKKに対する支援を要請しているという見方が受け入れられた場合、除外条項が適用される可能性が高い。

3.1.2 PKKとその統括組織であるKCKの党員及び関係者はトルコに帰還した際、武装テロ組織の構成員であることを理由に、迫害を受けるのではなく起訴される可能性が高い。

3.1.3 PKKの党員又は支援者の親戚は尋問される可能性が高い他、おそらく警察から多少の嫌がらせや差別を受けることになると考えられるものの、このような状況は一般に迫害又は深刻な危害のレベルに至ることがない。しかし、各事案は個々の事実関係に基づいて審査されなければならない。

[目次に戻る](#)

国別情報

更新日：2016年2月26日

4. 背景

4.1 トルコ国内のクルド人

4.1.1 トルコ国内のクルド人に関する一般情報については、国別情報及びガイダンス「トルコ：クルド人」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

4.2 クルド労働者党 (Partiya Karkerê Kurdistanê又はKurdistan Workers' Party : PKK)

4.2.1 米国国務省は、「2014年テロリズムに関する国別報告書」（2015年6月19日付）の中で、PKKを次のように説明している。「アブドラ・オジャラン (Abdullah Ocalan) が1978年にマルクスレーニン主義分離主義組織として設立した。クルド労働者党 (PKK) は1997年10月8日に外国テロ組織に指定された。主にトルコ系クルド人で構成されるPKKは1984年に暴力作戦を開始した。

「PKKの当初目標はトルコ東南部にクルド人の独立国家を樹立することにあったが、近年はクルド人の文化や言語に係る権利を保障する自治区をトルコ国内に確保することについて語ることが多くなってきている。」

4.2.2 BBCが2015年7月27日に公表した「PKKのプロフィール」には次のように記載されている。「...[1984年]以来、4万人以上の人々が死亡した。1990年代中頃に頂点に達した紛争が継続する間、主にトルコの東南部及び東部にある数千のクルド人村落が破壊され、数十万人に及ぶクルド人が他地域の都市に逃走した。

「1990年代、PKK はクルド人独立国家の樹立という要求を後退させてクルド人の自治権拡大を訴えた。

「PKK は指導者のアブドラ・オジャランが国家反逆罪で逮捕、収監された1999年に大打撃を受けた。

「2013年3月、彼は自ら『歴史的』と形容した声明の中で停戦を呼びかけ、PKK軍にトルコから撤退するよう促した。特派員たちはこの声明が紛争の終結に向けた重要な一步にな

る可能性があると語ったが、眞の意味でこの成果が問われるのは実行段階においてであろう。

「オジャランが逮捕されてまもなく、PKKは5年間の一方的停戦を発表するとともに、そのイメージを変え、訴求力を高めようとして多数の措置を講じた。組織名も何度か改称し、最終的に再びPKKとして認識されることを望むという決定を下した。

「また、これまでの要求の水準を若干落とし、国家の政治プロセスへのクルド人の参加、1,500万人と推定されるクルド人の文化に係る権利の獲得及び収監されているPKK党員の釈放をトルコ政府に要求した。」

4.2.3 2015年7月に発表されたジェーンズセンチネル安全保障評価（Jane's Sentinel Security Assessment）は、次のように記述している。

「2013年6月、オジャランは訪問中の[親クルド平和・民主党] BDP代表団に対し、彼がクルド問題の解決に向けて詳細な提案を多数提出したにもかかわらず、[与党の公正発展党] AKPからは如何なる提案も受け取っていないと不満を述べた。AKPがPKKに停戦を宣言するよう強いるための対話を開始しており、根底にある問題を解決する意図はないという疑念が強まる中、2013年7月から8月にかけてクルド国粹主義者の苛立ちは高まり続けた。PKKは2013年9月、AKPが実質的な和平交渉を行う意思を示さない限り、トルコからの部隊の撤退を中断し、反政府暴動を再開すると発表した。2014年初めには緊張関係が再度高まり、2013年には撤退していたPKK部隊の一部が反乱活動の再開に向けた準備をするためにトルコへ戻った。しかし、イスラム国がシリアとイラクへ侵攻したため、PKKはその優先課題を再調整せざるを得なくなってしまった。PKKはシリア、イラン両国内のクルド人と協調してイスラム国と戦闘を行うため、部隊の一部を配置した。」

4.2.4 欧州委員会は「2014年度トルコに関する進捗報告書（対象期間：2013年10月～2014年9月）」の中で、次のように報告している。

「[2014年]6月11日、トルコ議会はクルド問題の解決に向けて『より強固な法的基盤を定住プロセスにもたらす』ための法律を採択した。この法律は各政党から幅広い支持を得て採択された。同法には、テロリズムを排除し、社会的包摂力を強化し、クルド労働者党（PKK）を離脱する人々の再結集と武器の放棄を図り、元戦闘員の帰還を支持する世論を醸成するための措置が盛り込まれている。また、定住プロセスに参加する人々が同法の範囲内でそれぞれに課される職務を遂行することによって迫害を受けることがないよう保障する規定もある。同法は2014年10月1日に発効した。EUはこの定住プロセスに対して全面的支援を

行うとともに、全政党が更なる誓約を果たすよう強く促した。この法律は、定住プロセスのための基盤を強化するとともに、トルコ国内の安定と人権擁護に貢献している。」アブドラ・オジャランと親クルドのBDP、HDP両党はこの法律を歓迎した。

4.2.5 欧州委員会は次のように報告している。

「特に、軍の安全保障基地が建設又は強化されている地域において暴力事件が散発し、幾人かの死傷者が発生した。PKKは年間を通じて使用人や兵士を含め数人の人々を拉致した、拉致された人々は皆、クルド人MPが介入した後で釈放された。トルコ国内からのPKKの撤退のスピードは鈍化し、[2014年] 1月には撤退の中止が発表された。それにもかかわらず、オジャランがクルド人の新年祭「ネブロス（Newroz）」の日に出したメッセージは定住プロセスに対する期待を表明していた。トルコ政府が主導する賢者委員会は定住プロセスに関する提言を含む複数の報告書をまとめた。これらは公表されていない。

4.2.6 BBCが公表した「PKKのプロフィール」によると、「2015年7月、戦火で荒廃したシリアの町コバニ（Kobane）からトルコ国境を超えた所にあるクルド人の町スルチ（Suruc）でISが仕掛けた自爆テロが発生し、32人が死亡した。

「クルド人グループは、ISの軍事行動を阻止するのに十分な活動を行わなかったとしてトルコ政府を非難し、自爆テロが行われた数日後にPKKはクルド人が住む大都市シャンルウルファ（Sanliurfa）で2人の警察官が殺害された事件について犯行声明を出した。

「トルコ政府は力を見せつけるため、シリア国内のIS [いわゆるイスラム国]拠点とイラク国内のPKKに対し空爆を開始した。PKKは声明の中でこの空爆が和平プロセスの終焉を意味すると語った。」

4.2.7 統合地域情報ネットワーク（Integrated Regional Information Networks）は2015年8月11日付報告書の中で、次のように述べている。「トルコはいわゆるイスラム国（ISIS）に対して空爆を開始した。米国は、イスラム国戦闘員に立ち向かうための共同戦略を策定する上の重要な節目になったとしてこの空爆を歓迎した。

「しかし、[2015年7月の]その翌日、トルコ政府は主にイラク北部の山岳地帯国境沿いにある反政府軍基地を爆撃することによって、クルド労働者党（PKK）に対する新たな軍事作戦を展開した。トルコ政府は2013年に歴史的な停戦が行われるまでの30年間、PKK分離主義者と血みどろの内戦を行ってきた。

「米国はPKKをテロ集団と見なしているが、シリア国内にあるPKKの姉妹組織は米国がISISと闘う上での重要な同盟組織であった。米国のオバマ大統領は、クルド人反政府勢力を爆撃するための言い訳としてISISを利用しないようトルコを警告したが、PKKの指導者層はトルコ政府がまさしくこれを行っていると語っている。

4.2.8 「トゥデイズザマン (Today's Zaman)」紙は2015年8月17日、次のように報道した。

「トルコは7月24日、イラク北部のクルド人戦闘員とシリア国内の「イラク・レバントのイスラム国 (Islamic State of Iraq and Levant : ISIL)」のテロリストに対して、アフメト・ダウトオール (Ahmet Davutoğlu) 首相が「テロに対する同時攻撃」と呼んだ空爆作戦を開始した。トルコ国内メディアの報道によると、空爆が開始されてからこれまで260人以上のPKK戦闘員が死亡し、400人が負傷している。

「デイリー・テレグラフ (Daily Telegraph) 紙は、PKKが2人の警察官を襲撃し、殺害した7月の時点で停戦は終焉を迎えており、PKKは『近年のトルコ政府との戦いに関して一方的な停戦を行うという考え』を否定したとバイク (Bayık) が語ったと報じた。

「バイク [PKKの指導者及び創設メンバー] は、米国の保障の下で停戦を受け入れると語った。『もちろん、メッセージはある。会議も持たれ、書簡も交わされる。更なる協議も行われることになろう』とバイクはインタビューの中で語った。『私は、この状況で米国が我々とトルコ政府の間を調停すべきであるという要求を繰り返す。米国が保障すれば、我々はその役割を受け入れる。保障がない限り、一方的な措置を講じることはできない。』

「トルコ政府は、ISILに対するよりも多くPKKに空爆を行っているとして批判されている。トルコ政府はシリア北部にトルコが支援する中道イスラム主義反政府勢力が治安を維持する『安全地帯』を設けようとしている。この安全地帯はクルド人戦闘員が支配する2地域の間にあり、PKKのシリア反体制派組織であるクルド人民防衛隊 (People's Protection Units : YPG) が支配する北部シリア内の2つの飛び領土を事実上分断することになる。

「デイリー紙によると、バイクは『選挙上の理由で意図的に2年間続いた停戦の終焉を画策した』としてレジェップ・タイイップ・エルドアン (Recep Tayyip Erdoğan) 大統領を非難した。」

4.2.9 また、統合地域情報ネットワークの報告書は、次のように記述している。

「トルコ政府がISISに消えてもらいたいと考えていることについてはほとんど疑いがないものの、トルコ政府の絶対的な優先課題はこれまで数十年に亘って戦闘を続けているクルド労働者党（PKK）であるとセチキン（Seckin）[HISシンクタンクに所属するトルコ人アナリスト]は語った。

「トルコの空爆作戦が先週開始されたが、その最初の数日間で爆撃機が標的とした51箇所のうち、ISIS拠点はわずか3か所のみであり、残りの48か所は全てPKK拠点であったという事実は驚きに値する。」

[目次に戻る](#)

4.3 児童兵の徴募

4.3.1 米国国務省の2015年版「人身売買報告書」（2015年7月27日付）は、次のように記述している。「諸報告により、米国、トルコ両政府がテロ組織として指定している集団のクルド労働者党（PKK）軍に若者が参加していることが明らかになっている。また、クルド人の児童が時折誘拐され、PKK軍に参加することを強いられているという実情が諸報告により示唆されている（ただし、これらの報告の確証は取れていない）。

4.3.2 米国国務省の2014年版「テロリズムに関する国別報告書」（2015年6月19日付）は、次のように記述している。

「テロリスト集団のPKKはこれまで日常的に児童を徴募してきたが、2014年のPKK児童兵の数は不明であった。PKKは依然として若者の誘拐や徴募を不定期に行っているが、若者が自動的に入隊しているのか、強制されて入隊しているのかについては明らかでない。誘拐された疑いがある児童の家族は2014年を通じて何度かPKKに抗議し、子どもたちを家族の元に戻すよう要求した。児童兵の徴募に関する批判が高まっているのを受けて、PKKは6月21日に15歳の少年Yusuf Aslanを解放した。

[目次に戻る](#)

4.4 ジャーナリスト

4.4.1 フリーダムハウスは、2015年4月28日に公表した2015年版「報道の自由度」の中で、次のように述べている。「トルコ政府は2014年を通じて、分離主義者のクルド労働者党（PKK）武装集団の都市部における組織とされる「クルド・コミュニティ連合（Union of Communities in Kurdistan : KCK）に関係していると疑われている個人を起訴し続けた。

4.4.2 ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists : CPJ）は、2014年12月23日付報告書の中で、次のように述べている。

「クルド系新聞社Azadiya Welat の編集長Zeynel BulutはCPJに対し、同新聞社は電話や電子メールにより頻繁に脅迫メッセージを受け取っていると語った。CPJの調査によると、当局は親クルド人メディアがクルド労働者党（PKK）やその統括組織であるKCKに同調していると公に主張している。トルコ政府はジャーナリストが禁止組織を支持する宣伝広告物を作成していると語っている。

「...CPJの調査によって、近年、数十人のクルド人ジャーナリストが反政府陰謀に参加した嫌疑で刑事罰に問われ、懲役刑を科されたことが明らかになっている。ニュース報道によると、ジャーナリストとともにクルド系新聞を配布しているクルド人もしばしば標的とされてきた。

「クルド系メディアはロジャヴァ（Rojava）やAIN・アラブ（Ayn Arab）としても知られるコバニなどシリア国内のクルド人の町で最近起きた出来事を、公正発展党及び反イスラム国と認識される視点で報道してきたとBulutはCPJに語った。

4.4.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2014年12月に公表された国連の「普遍的定期的レビュー：トルコ」向けに提出した文書の中で、次のように述べている。

「トルコは、過去4年間に亘って多数のジャーナリストを起訴してきており、その多くを公判前に長期間勾留した。たとえば、係属中のある裁判では、44人（その多くがクルド人ジャーナリストとメディア関係者）がPKKの関連組織であるクルド・コミュニティ連合（KCK）に関係しているあるいはその構成員であるという嫌疑で起訴されており、そのうちの数人は公判前の2年以上に亘って勾留された。テロ犯罪に関する公判前勾留の最長期間を10年から5年に短縮した措置が正しい方向への一歩となっているものの、5年間の公判前勾留は依然として受容可能な人権基準を超えており、さらに、この措置は一貫した形で実施されていない。国家情報局（National Intelligence Agency）に関する新法には、漏洩情報を公表したジャーナリストや編集者に対する懲役刑を最長9年とする規定や問題のあるその他の条項が盛り込まれている。

[目次に戻る](#)

5. 反テロ法に基づく起訴

5.1 反テロ法

5.1.1 2013年6月のトルコ訪問の後に公表された欧洲拷問等防止委員会（European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment : CPT）の2015年1月付報告書は、次のように記述している。

「2009年の訪問に関する報告書で示したように、CPTは2006年に「1991年テロリズム防止法（法律No. 3713）」に加えられた特定の修正について深刻な懸念を抱いている。

同法第10条(b)項によると、テロ関連の罪を犯した疑いがある者は、（検察官の命令により）勾留されてから最初の24時間は弁護士との面談が認められない場合がある。また、第10条(e)項は、被告人側弁護士が被勾留者とテロ組織の間の「連絡役」を務めていることに関する証拠がある場合、検察官の要請により、また、裁判官の判示を受けて、被疑者とその弁護士の面談中に職員を同席させることができる旨規定している。」

5.1.2 欧州委員会は「2014年度トルコに関する進捗報告書（対象期間：2013年10月～2014年9月）」の中で、次のように報告している。

「反テロ法は、特に国家安全保障に関する事件に関して、その対象範囲が度を超えて広く、秘密証人を過度に利用するなど、懸念を惹起する源となったままである。法曹協会の報告によると、裁判所は被告人側弁護士が質問することを通常許さず、これに代えて裁判所が質問する事項のリストを提出するよう被告人側弁護士に要求した。また、特に治安職員が被告人となる事件において、その職員が迅速に陳述書を提出しないあるいは公判に出廷しない場合、訴訟手続きは遅延した。

「一般に、トルコにおける最終判決前の勾留率は依然として高かった。また、公判前の勾留期間は過度に長くなる場合が多い。勾留又は勾留の継続に関する決定は法律で義務づけられているような個別の事実関係、証拠及び根拠に言及した十分な論法によって裏付けられることがないのが普通であった。この状況は、特に起訴が国家安全保障、組織犯罪及びテロリズムに関係している事件において顕著であった。」

5.1.3 トルコ国内の国連カントリーチーム（UN Country Team : UNCT）は、2015年国連普遍的定期的レビュー向けに提出した文書の中で、次のように述べている。「反テロリズムに関して、政治的動機に基づき政治家、人権擁護者、ジャーナリストを含む多数の人々を特に『テロ組織の構成員』であるという嫌疑で起訴するに当たって、反テロ条項を長期間に亘り無差別に適用することについて引き続き懸念がある。」

「UNCTは、改正国家情報機関（National Intelligence Organization : MIT）法が2014年4月に施行され、MITの権限が拡大されたことについて懸念を表明している。これによって、MITは裁判所命令なしであらゆる種類の情報・データを合法及び非合法機関と関係がある全ての個人や組織から収集し、また、そのような人々に要求することができるようになった。また、閣僚会議は対外安全保障、反テロリズム及び国家安全保障に関する問題につい

て、MITに活動任務を課すことができるようになる。トルコは反テロリズム政策の策定やその実施に当たって、国際的に受容される人権基準に従って行動することが望ましい。」

5.1.4 本主題に関する詳細情報については反テロ法の改正を参照されたい。

5.1.5 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は2015年2月に公表した2014/15年年次報告書の中で、次のように述べている。「トルコでは、幅広く定義された反テロリズム法が依然として表現の自由の合法的行使を起訴するために利用されている。ただし、公判前勾留の最長期間に新たな制限が設けられたことによって、多くの被勾留者が釈放された。

5.1.6 2015年6月に公表された米国国務省の「2014年国別人権報告書：トルコ」は、次のように記述している。

「第4次及び第5次司法パッケージ (Fourth and Fifth Judicial Packages) によって改善がなされたにもかかわらず、刑法と反テロ法は依然として言論と報道の自由を制限する複数の条項を含んでいる。国内外の人権団体は、反テロ法においてテロリズムが度を超えて広く定義されていることや当局が報道機関や学会の人々、学生、野党構成員に対して不釣り合いな形で同法を行使していることについて特別の懸念を表明した。また、人権監視団体は、刑法の中にたとえば犯罪又は犯罪者を賞賛する行為、人々を反目又は嫌悪及び中傷に駆り立てる行為、治安保護行為に関する条項を含めるなど、報道や言論の自由を直接制限する複数の条項が盛り込まれていることを強調した。

[目次に戻る](#)

5.2 反テロ法の改正

5.2.1 国連カントリーチーム (UNCT) は、2015年国連普遍的定期的レビュー向けに提出した文書の中で、次のように述べている。

「トルコはトルコ刑法と反テロ法を改正することによって表現の自由に関する枠組みを改善した。特に、出版、書面及び言論を通じて考え方を広める行為と脅迫又は暴力の利用を通じて考え方を広める行為を区別する第4次司法改革パッケージによってテロ犯罪の定義が狭められた。しかしながら、実施に関する追跡記録を見ると、ひいき目に見ても実施状況にばらつきがある。武装組織構成員について規定したトルコ刑法第314条は、人権活動家、ジャーナリスト、学生、弁護士の表現の自由に対する規制や起訴をさらに防止できるように改正する必要がある。

5.2.2 2015年6月に公表された米国国務省の「2014年国別人権報告書：トルコ」は、次のように記述している。

「第5次司法改革パッケージによって、反テロ事件を起訴するために開催される特別刑事裁判所が廃止された他、テロ罪の嫌疑を受けた被告が公判前に勾留される可能性のある期間が10年から5年に短縮された。人権団体は、これらの改正によって状況が改善されたと考える一方、当局が反テロ法を濫用し続けており、政治的便宜によって公正な裁判を受ける権利が侵害されていると主張した。」

5.2.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2014年9月29日付報告書の中で、次のように述べている。

「起訴という形態まで進む特別裁判所を廃止することのみをもって、テロリズム法の濫用という問題に十分対処できるということにはならない。トルコ政府は起訴の事実関係を徹底的に分析し、テロリズムとその他の「国家に対する犯罪」の起訴に関して、反テロ法とトルコ刑法の条項を改正すべきである。裁判所は近年これらの法律を裁量的に運用することでその対象範囲に関して拡大解釈をしてきたが、これらの法律の対象範囲を狭めることで更なる濫用を防止する上で必要不可欠である。」

5.2.4 また、欧州委員会は「2014年度トルコに関する進捗報告書（対象期間：2013年10月～2014年9月）」の中で、「再勾留期間を最長5年に制限する法律もEU加盟国の慣行と比較すれば依然として度を超えており」と報告している。

5.2.5 また、欧州委員会の「2014年度トルコに関する進捗報告書（対象期間：2013年10月～2014年9月）」は、次のように記述している。

「反テロ法第10条が廃止され、公判前勾留期間が5年に短縮された後、クルド問題に関する事件（KCK事件を含む）で起訴されていた被告の大半は釈放された。ただし、武装組織について定めたトルコ刑法第314条に基づくものを含め、他の嫌疑で有罪判決を受けている者は収監されたままであった。」

5.2.6 2015年6月に公表された米国国務省の「2014年国別人権報告書：トルコ」は、次のように記述している。

「国内NGOの人権連合（Human Rights Association : HRA）は、反テロ法第10条が廃止された後、テロ罪で起訴された被疑者は裁判で3人以上の弁護士によって代理される可能性

があるとともに、人権擁護団体と法曹協会はこれらの事件の法的防御により大きく関わることができるようになると述べた。[2014年]12月12日に法制化された司法改革パッケージによると、被告人側弁護士が特定の犯罪リスト（国家安全保障に対する犯罪に関するものを含む）に関する被告人の裁判所文書を閲覧できる権利は、被告人が起訴されるまで制限される。

「民間弁護士と人権監視団体は、特に弁護士の閲覧権に関して、公正な裁判を受ける権利を保護する法律が不規則に運用されていると報告した。国内法曹協会によると、被勾留者が弁護士と面談できる度合いは依然として地域によって異なっている。HRFは、組織犯罪における被疑者が依然として勾留されてから最初の24時間に弁護士との面談を制限されていると報告した。テロ関連事件の場合、当局は治安部隊が被疑者を尋問するまで弁護士がその被疑者に接見することを禁止することが多かった。過年度と同じように、HRAと法曹協会の主張によると、警察は、たとえば勾留されている間に被疑者が弁護士に相談すれば裁判所は被疑者を有罪とみなすとその被疑者に伝えることによって、弁護士の接見を求める被勾留者をしばしば恫喝した。

「当局は一般に、被勾留者がすぐに家族と面会するのを認めた。ただし、人権団体はこの原則が特にトルコ東南部において破られることもあったと訴えた。

5.2.7 トルコ国内の国連カントリーチーム（UNCT）は、2015年国連普遍的定期的レビューに提出した文書の中で、次のように述べている。

「UNCTは、これまで組織犯罪や組織麻薬密売に絡む事件及び反テロ法に基づいて提起された訴訟を審理する権限を有していた特別重罪裁判所（Special Heavy Penal Court）が2014年に廃止されたことを歓迎した。このような事件は現在、一般裁判所で扱われている。また、トルコの司法部門における未処理事件の主要な問題に対処する目的で2011年に採択された法律No. 6110によって、大審院（Court of Cassation）と國務院（Council of State）の審理室とメンバーの数が増えた。また、2005年の時点でさえも想定されていたことであるが、裁判所構造の中間階層として地区や地方の控訴裁判所も設置され、この問題に対処することになっていた。しかしながら、物理的なインフラや人的資源能力が不足していることを踏まえれば、これらの機関は依然として進化を一切示していない状況にある。

「公判前勾留は懸念される問題であった。2013年7月、組織犯罪やテロ関連罪の被疑者に対して最長10年の公判前勾留を想定する条項は、CCによって無効とされた。公判前勾留の慣行を改善するため、司法改革パッケージを通じて多数の改正がなされた。たとえば、勾留期間が10年から5年に短縮され、裁判所は具体的証拠によって勾留の決定を正当化しなけれ

ばならなくなつた。こうした前向きな発展があつたものの、国際原則に沿つて公正な裁判と司法へのアクセスを万人に保障するためにはさらに強固な措置を実施していくべきである。

5.2.8 国別情報及びガイダンス「トルコ：刑務所の状態」も参照されたい。

目次に戻る

5.3 逮捕及び起訴件数

5.3.1 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2014年9月29日付報告書の中で、次のように述べている。

「当局は、テロリズムに相当する暴力行為に関わつたという証拠が不十分であるにもかかわらずクルド人の政治活動家とデモ参加者数千人を（KCK/PKKに関係しているという嫌疑で）犯罪者として扱い、収監するため、過去6年間に亘つて、関連法とともに本条[『武装組織の構成員』を犯罪者とする刑法第314条]を広範囲に利用してきた。

5.3.2 アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は2015年2月に公表した2014/15年年次報告書の中で、「PKKと関係があるクルド・コミュニティ連合（KCK）の構成員であるという嫌疑で、クルド人政治活動家を標的とした起訴が全国で行われたが、被告人の多くは公判前の勾留から釈放された」と述べている。

5.3.3 BBCは2015年7月、数百人の活動家がトルコの反テロ法に基づき起訴され、その多くが収監されたと報じた。「収監された活動家の多くは、クルド人運動の中でPKKを含む政治集団及び武装集団で構成されるクルド人統括組織のクルド・コミュニティ連合（KCK）に所属している」と同報道は続けた。

「これらの裁判は、欧州評議会や人権団体（アムネスティ・インターナショナルを含む）から広く批判された。これらの組織は、反テロ法におけるテロリズムの曖昧な定義が、逮捕、6か月から5年に及ぶ公判前勾留期間の長期化、信頼できる証拠が欠けたまでの逮捕に利用されていると指摘している。

5.3.4 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2014年12月に公表された国連の「普遍的定期的レビュー：トルコ」向けに提出した文書の中で、次のように述べている。

「過去5年間に亘つて、多数の人々は非暴力的な政治結社の活動にしか相当しない行動を取ってきたにもかかわらず、「武装組織の構成員」（トルコ刑法第314条及び反テロ法）の嫌

疑で起訴してきた。トルコ政府が個人を起訴し、収監するためにテロリズム法を広範囲に濫用してきた実態を示す例として、数百人のクルド人政治活動家、選挙で選ばれた市長、議員、平和民主党（Peace and Democracy Party）の職員、学生、弁護士などはKCKに関係しているという嫌疑で裁判を受けている間、長期間、一部の事例では5年以上もの間、収監されていた。人権擁護者のMuharrem Erbeyは、これらの罪で4年以上を刑務所内で過ごし、2014年4月にようやく釈放された。

5.3.5 2015年6月に公表された米国国務省の「2014年国別人権報告書：トルコ」は、次のように記述している。

「2010年、トルコ政府はPKKテロリスト集団の統括政治組織であるクルド・コミュニティ連合（KCK）の構成員又は支持者という嫌疑で数千人の人々を裁判にかけ始めた。[2014年]10月15日現在、HRF [非政府組織の人権基金（Human Rights Foundation）]は、2014年のある時点では当局はKCKに関係しているとい嫌疑で2,309人を勾留していたと推定した。このうち、当局は377人を逮捕し、627人を釈放した。この釈放は、主として第5次司法パッケージにより当局が有罪判決を受けていない被疑者を勾留できる最長期間が短縮されたことに起因している。司法省（Ministry of Justice）は、[2014年]1月6日から8月18日にかけて、KCKの被勾留者と受刑者が合計で460人釈放され、219人が収監されたままであると報告した。法律の改正を受けて、司法省は当局がテロリズムと組織犯罪の嫌疑で勾留され、裁判を待っている114人を釈放したと報告した。しかし、裁判制度は迅速裁判を受ける権利を認めておらず、各事件の審理は数ヶ月先になる可能性がある。

5.3.6 米国国務省の同報告書は続けて次のように記述している。

「HRAは、受刑者の中には、ジャーナリスト、政党職員、学者など様々な政治的領域の政治犯が数百人いたと主張した。トルコ政府は、これらの人々がテロ組織の構成員であるあるいはテロ組織を支援しているとい嫌疑で起訴されていると述べた。第4次及び第5次司法パッケージによって反テロ法の利用に新たな制限が設けられたにもかかわらず、検察官は『テロリズム』と『国家安全保障にとっての脅威』について幅広い定義を利用し続けた。反テロ法は依然として、暴力を煽る者、暴力の使用を支援したとはされているが自らは暴力を加えていない者、及び暴力を拒否しているものの様々な政治運動の哲学的目標の一部又は全部に共感している者を依然として区別していない

「司法省によると、[2014年]8月18日現在、テロ嫌疑で930人が勾留され、テロ罪で4,889人が収監されている。

[目次に戻る](#)

5.4 反テロ担当部署内の状況

5.4.1 2013年6月のトルコ訪問の後に公表された欧洲拷問等防止委員会（CPT）の2015年1月付報告書は、次のように記述している。

「訪問した様々な[警察の] 反テロ担当部署で入手した情報から、反テロ対応の慣行は担当機関によって異なることがわかった（これは2009年のトルコ訪問時と同じ状況であった）。CPT代表団は、ある反テロ部署でテロ被疑者との全てのインタビューはビデオ録画されるが、必ずしも録音されるわけではないと伝えられたが、別の部署では、常にビデオ録画と録音を行ってインタビューを行うと説明された。また、別の反テロ部署の場合、正式な供述書を取る場合にのみ録音が行われているが、近い将来はテロ被疑者の全てのインタビューに関して組織的なビデオ録画と録音を導入する予定であると勤務中の警察官が答えた。

「...訪問した法執行機関の拘留施設における物理的状況は、監房の広さ、設備、修理状態の観点から見て短期間の収容には全体として十分であった。しかしながら、シャンルウルファ警察本部の法秩序部門、訪問した全ての法執行部門（様々な反テロ部署を含む）の拘留施設の監房は明らかな例外であった。被疑者が最長4日間勾留される可能性があるこうした施設では自然光を浴びることが全くあるいはほとんどできない。したがって、こうした施設は24時間以上続く勾留には適していなかった。勾留規則（Detention Regulation）第25条に従い、留置場は自然光を十分浴びることができるよう状態にしなければならないことを思い起こすべきである。また、イズミール（Izmir）警察本部の反テロ及び法秩序部門における複数の留置場に備えられている人工照明の明るさは不十分であった。

5.4.2 国連人権委員会の特別報告官は、2015年5月付報告書の中で次のように述べている。

「その勧告に応えて、トルコ政府は反テロ部署で業務を行う職員は基本的な反テロ訓練に加え、警察の防御戦術と逮捕・勾留の手法に関して訓練を受けていること、また、人権に関する課程もこの訓練プログラムの中に含まれていると述べた。

「また、同特別報告官は、反テロ部署を担当する職員がテロ関連犯罪を防止する任務を遂行中に個人の権利と自由を保護し、人権を尊重するように図るために、職務中に行われる訓練課程に定期的に参加していると伝えられた。

5.4.3 国別情報及びガイダンス「トルコ：刑務所の状態」も参照されたい。

目次に戻る